

Q. ご利用料金について

令和4年11月1日改定

【通所介護】

介護度	要介護1			要介護2		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本料金	581	1,162	1,743	686	1,372	2,058
入浴介助加算Ⅰ	40	80	120	40	80	120
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	36	54	18	36	54
個別機能訓練加算Ⅰ口	85	170	255	85	170	255
科学的介護推進体制加算	40	80	120	40	80	120
口腔機能向上加算Ⅰ	150	300	450	150	300	450
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計料金の5.9%乗じた額となります。					
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計料金の1.2%乗じた額となります。					
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計料金の1.1%乗じた額となります。					
全てのサービスを利用した場合の合計料金	914	1,828	2,742	1,019	2,038	3,057
食事代を含む合計料金	1,524	2,438	3,352	1,629	2,648	3,667

介護度	要介護3			要介護4		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本料金	792	1,584	2,376	897	1,794	2,691
入浴介助加算Ⅰ	40	80	120	40	80	120
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	36	54	18	36	54
個別機能訓練加算Ⅰ口	85	170	255	85	170	255
科学的介護推進体制加算	40	80	120	40	80	120
口腔機能向上加算Ⅰ	150	300	450	150	300	450
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計料金の5.9%乗じた額となります。					
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計料金の1.2%乗じた額となります。					
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計料金の1.1%乗じた額となります。					
全てのサービスを利用した場合の合計料金	1,125	2,250	3,375	1,230	2,460	3,690
食事代を含む合計料金	1,735	2,860	3,985	1,840	3,070	4,300

介護度	要介護5		
	1割	2割	3割
基本料金	1,003	2,006	3,009
入浴介助加算Ⅰ	40	80	120
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	36	54
個別機能訓練加算Ⅰ口	85	170	255
科学的介護推進体制加算	40	80	120
口腔機能向上加算Ⅰ	150	300	450
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計料金の5.9%乗じた額となります。		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計料金の1.2%乗じた額となります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計料金の1.1%乗じた額となります。		
全てのサービスを利用した場合の合計料金	1,336	2,672	4,008
食事代を含む合計料金	1,946	3,282	4,618

*上記は、一日当たりの料金となります。

*食事代は、1食につき610円で実費となります。

*日用品費（リネン代・レクリエーション費用等）として、月100円、ご負担頂きます。

*1月当りの平均延べ人数が計750名以上となった場合に大規模型（Ⅰ）の基本料金が適用される見込みです。

【第1号通所事業】

要支援1・2及び総合事業対象者

介護度	要支援1			要支援2		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
割合						
基本料金	1,672	3,344	5,016	3,428	6,856	10,284
運動器機能向上加算	225	450	675	225	450	675
科学的介護推進体制加算	40	80	120	40	80	120
口腔機能向上加算Ⅰ	150	300	450	150	300	450
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計料金に5.9%乗じた額となります。					
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計料金に1.2%乗じた額となります。					
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計料金に1.1%乗じた額となります。					
サービス提供体制強化加算Ⅱ	72	144	216	144	288	432
全てのサービスを利用した場合の 合計料金	2,159	4,318	6,477	3,987	7,974	11,961

総合事業対象者の方は、要支援者1と同等の金額となっております。

*上記は、一月当たりの料金となります。

*食事代は、1食につき610円で実費となります。

*日用品費（リネン代・レクリエーション費用等）として、月100円、ご負担頂きます。